

新潟県港湾管理条例施行規則及び新潟県入港料条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月22日

新潟県知事 花 角 英 世

新潟県規則第10号

新潟県港湾管理条例施行規則及び新潟県入港料条例施行規則の一部を改正する規則

(新潟県港湾管理条例施行規則の一部改正)

第1条 新潟県港湾管理条例施行規則(昭和38年新潟県規則第18号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
(使用の許可申請) 第2条 (略) 2・3 (略) 4 第1項の規定にかかわらず、新潟港、直江津港、柏崎港及び姫川港に係る第1項第1号、第2号及び第4号から第6号までに掲げる施設について使用の許可を受けようとする者は、港湾法(昭和25年法律第218号)第48条の4第1項第1号に掲げる電子情報処理組織(以下「ナックス」という。)を利用して申請をすることができる。この場合において、当該申請は、知事の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に知事に到達したものとみなす。 5 (略)	(使用の許可申請) 第2条 (略) 2・3 (略) 4 第1項の規定にかかわらず、新潟港、直江津港、柏崎港及び姫川港に係る第1項第1号、第2号及び第4号から第6号までに掲げる施設について使用の許可を受けようとする者は、港湾法(昭和25年法律第218号)第50条の2第1項第1号に掲げる電子情報処理組織(以下「ナックス」という。)を利用して申請をすることができる。この場合において、当該申請は、知事の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に知事に到達したものとみなす。 5 (略)

(新潟県入港料条例施行規則の一部改正)

第2条 新潟県入港料条例施行規則(昭和52年新潟県規則第37号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
(入港料の減免申請) 第4条 (略) 2 前項の規定にかかわらず、同項に規定する者は、港湾法(昭和25年法律第218号)第48条の4第1項第1号に掲げる電子情報処理組織を利用して申請をすることができる。この場合において、当該申請は、知事の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に知事に到達したものとみなす。	(入港料の減免申請) 第4条 (略) 2 前項の規定にかかわらず、同項に規定する者は、港湾法(昭和25年法律第218号)第50条の2第1項第1号に掲げる電子情報処理組織を利用して申請をすることができる。この場合において、当該申請は、知事の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に知事に到達したものとみなす。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。